|  |  |
| --- | --- |
| 改定前 | 改定後 |
| **３－５．第六号に基づく受入れ医療機関の確保（受入医療機関確保基準）**  **【傷病者の受入れに関する消防機関と医療機関との間の合意を形成するための基準】**  **１　合意形成と受入れ医療機関の確保に際して考慮すべき事項**  （略）  **２　受入れ医療機関を確保するための病院リスト運用基準**  （略）  **３　実施基準における三次救急医療機関コーディネートの活用**  （略）  **【その他傷病者の受入れを行う医療機関の確保に資する事項】**  **１　医療機関リストを使用し基準に則って傷病者の搬送及び受入れの実施を試みてもなお、傷病者の受入れ医療機関の確保に難渋する場合に適用する事項**  （１）（略）  （２）重症度が高い（少なくとも入院は必要であると判断される）傷病者について、1時間以上現場に滞在して搬送連絡を行い、「大阪府救急・災害医療情報システム」の緊急搬送要請システムまもってNETを使用しても、受入れ先医療機関を確保できない場合、三次救急医療機関コーディネートに協力する三次告示医療機関（救命救急センター）にコーディネートを依頼することができる。同コーディネートの依頼、運用に関しては、大阪府健康医療部保健医療室医療対策課からの通知等に基づき行う。  **補足：泉州地域では、入院が必要と判断される傷病者においても、現場滞在30分以上あるいは搬送依頼5件以上でまもってNETを使用してよい。まもってNETを使用しても受け入れ先が確保できない場合は、救命救急センターにコーディネートを依頼することができる。** | **３－５．第六号に基づく受入れ医療機関の確保（受入医療機関確保基準）**  **【傷病者の受入れに関する消防機関と医療機関との間の合意を形成するための基準】**  **１　合意形成と受入れ医療機関の確保に際して考慮すべき事項**  （略）  **２　受入れ医療機関を確保するための病院リスト運用基準**  （略）  **３　実施基準における三次救急医療機関コーディネートの活用**  （略）  **【その他傷病者の受入れを行う医療機関の確保に資する事項】**  **１　医療機関リストを使用し基準に則って傷病者の搬送及び受入れの実施を試みてもなお、傷病者の受入れ医療機関の確保に難渋する場合に適用する事項**  （１）（略）  （２）重症度が高い（少なくとも入院は必要であると判断される）傷病者について、1時間以上現場に滞在して搬送連絡を行い、「大阪府救急・災害医療情報システム」の緊急搬送要請システムまもってNETを使用しても、受入れ先医療機関を確保できない場合、三次救急医療機関コーディネートに協力する三次告示医療機関（救命救急センター）にコーディネートを依頼することができる。同コーディネートの依頼、運用に関しては、大阪府健康医療部保健医療室医療対策課からの通知等に基づき行う。  **補足：泉州圏域では入院が必要と判断される傷病者については、（２）を待つことなく、消防機関から要請があった場合には、救命救急センターが搬送調整業務を行う。** |